

佐賀県社会的養育推進計画の概要

1. 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- 計画策定の趣旨
平成28年（2016年）の改正児童福祉法の理念等を具現化し、子どもの最善の利益の実現するため、平成27年3月に策定した「佐賀県家庭的養護推進計画」を見直し、「佐賀県社会的養育推進計画」を策定する。
- 計画期間
令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）の10年間とする。
- 当事者である子どもの参画
代替養育を受けている子ども等を対象とした措置児童等アンケートを実施する。
- 必要に応じた計画の見直し
計画期間を前期、後期に分け、令和6年度（2024年度）末及び各期の中間年を目安として計画の進捗状況の検証結果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図る。

2. 当事者である子どもの権利擁護の取組

- 措置理由や今後の見通し等
少なくとも半年に1度は、措置理由や今後の見通しについて丁寧に説明を行う。
- 子どもの意見の聴取
意見表明ができる子どもには十分な意見の聴取を行い、今後の方針にできるだけ反映を行う。
- 子どもの権利擁護に関する仕組みの構築
国の調査研究の結果を踏まえ、児童福祉審議会における具体的な意見聴取方法等を整理し、取組を行う。

3. 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

- 市町の相談支援体制等の整備に向けた支援
市町子育て世代包括支援センター及び市町子ども家庭総合支援拠点の設置について、専門的助言を行う仕組みの構築及び専門的人材育成のための研修実施等、支援体制の検討を行う。
- 児童家庭支援センターの実績等の検証、機能強化及び設置促進に向けた取組

佐賀県社会的養育推進計画の概要

4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- 代替養育を必要とする子ども数の見込み
 - ・令和 2年度 253人（家庭養護[里親、ファミリーホーム] 95人、施設養護 158人）
 - ・令和 6年度 241人（家庭養護[里親、ファミリーホーム] 109人、施設養護 132人）
 - ・令和11年度 228人（家庭養護[里親、ファミリーホーム] 126人、施設養護 102人）

5. 里親等への委託の推進に向けた取組

- フォスタリング機関（包括的な里親支援機関）の実施体制構築

民間の事業者におけるフォスタリング業務の実施体制等について条件等を整理・検討し、早期に取組を開始する。
- 里親等委託率の数値目標
 - ・令和 6年度 45.2%（3歳未満 53.6%、3歳以上就学前 69.0%、学童期以降 40.2%）
 - ・令和 8年度 49.4%（3歳未満 63.0%、3歳以上就学前 75.0%、学童期以降 43.3%）
 - ・令和11年度 55.3%（3歳未満 76.9%、3歳以上就学前 81.5%、学童期以降 48.0%）

※ 数値目標達成のために子どもの最善の利益に反して機械的に措置を行うことはない。

6. 永続的解決としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

- 特別養子縁組

特別養子縁組の検討対象となる子どもを把握し、必要と考えられる場合には児童相談所（又はフォスタリング機関）で支援する。
- 養子縁組制度についての法制度の見直し（年齢要件の緩和など）

国の動向を踏まえ適切に対応する。

佐賀県社会的養育推進計画の概要

7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 施設で養育が必要な子ども数の見込
「5. 里親等への委託の推進に向けた取組」で示した数値をベースに、施設で養育が必要な子ども数の見込を算出し、委託が困難な子どもの受け皿を確保する。
- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換
 - ・各施設にヒアリングを実施し、各施設が小規模化、地域分散化等を推進できるよう支援するとともに、国の財政支援策の動向を注視し、活用の助言、必要に応じて要望活動を実施する。
 - ・児童心理治療施設の計画的入所措置等は、施設と協議し着実に遂行する。

8. 一時保護改革に向けた取組

- 一時保護所の在り方、一時保護所の必要定員と一時保護施設
増加傾向にある一時保護子ども数や措置児童等アンケートの結果を踏まえ、必要に応じ定員や北部児童相談所における一時保護所の在り方、一時保護専用施設の設置等について検討を進める。
- 一時保護可能な里親の確保
民間の事業者におけるフォスターリング業務の実施を検討するなど、支援体制や研修の充実を図り、一時保護委託にも対応ができる里親の確保に努める。
- 一時保護に関わる職員の育成・専門性向上
経験年数や勤務形態に合わせた研修の在り方などについて検討を行う。
- 一時保護所の環境及び体制整備
 - ・一時保護子ども数や措置児童等アンケートの結果など、今後の状況に応じて「できるだけ良好な家庭的環境」への転換を図る。
 - ・一時保護所からの通学について、職員配置などの課題が多いことから、体制整備などについて検討を行う。また、原籍校へ通学できない場合は、原籍校と連携しながら学習環境を整えるとともに、学習を支援する様々な資源の活用について検討を行う。
- 関係機関との連携
児童養護施設等や里親等だけでなく、警察や障害児入所施設など、様々な関係機関との連携について検討を行う。

佐賀県社会的養育推進計画の概要

9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- 施設退所者等支援事業や措置児童等アンケートの結果を踏まえ、事業に適切に反映する。

- ※ 施設退所者等支援事業

本県では、平成30年度から「18歳の巣立ち応援事業」に取り組んでおり、児童養護施設等の入所者から退所者等まで広く相談を受け付けている。また、退所者等支援の拠点として佐賀市内に「さが・こんね」を開設。相談対応だけでなく、入退所者等の交流の場としても活用を図っている。

10. 児童相談所の強化等に向けた取組

- 児童相談対応件数の増加等の状況や国の「児童虐待防止対策総合プラン」等を踏まえ、児童相談所の体制を着実に強化する。

- ※ 「児童虐待防止対策総合プラン」等における児童相談所の体制強化

児童福祉司の増員（人口当たり配置基準の見直し、里親養育支援児童福祉司、市町支援児童福祉司の配置）、児童心理士の増員、介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置、関係機関間の連携強化等。